平成２６年（フ）第６１２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目125―Ｉ―203
債務者　入真地一文
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１３号
千葉県柏市豊町１－５－１―209、住民票上の住所茨城県取手市双葉２丁目33―２
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１６号
東京都練馬区東大泉４丁目19―６―107
債務者　藤原　伸一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１９号
東京都小平市大沼町３丁目８―12―102
債務者　福元　純一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３０号
東京都世田谷区船橋４―22―９―103、住民票上の住所島根県出雲市江田町265―７
債務者　澄川　淳一
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３１号
東京都東久留米市滝山４丁目４―９―301
債務者　小栗　正雄
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０号
神奈川県鎌倉市常盤407番地３　青木ハイツB201
債務者　田村竜子こと　孫　　竜子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０４号
神奈川県大和市福田1600番地３　プレジール福田A101
債務者　ムフナミ加藤佳子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５６５号
千葉市花見川区花見川２番19棟506号
破産者　櫻井　俊廣
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１３号
名古屋市守山区天子田４丁目701番地の３
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４８３号
名古屋市昭和区小桜町３丁目20番地
破産者　山田建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４号
北海道函館市大町12番１号
破産者　合名会社小熊商店
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
長崎県長崎市出島町13番８―1706号、開始決定時の住所長崎県長崎市丸山町７番９号　ハイネス思案橋803
破産者　松井　　繁
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第８１号
新潟県上越市栄町２丁目11番37号
破産者　マルコシ食品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午後３時
平成26年１月30日　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２３２９号
大阪市大正区三軒家東１丁目14番27―101号、開始決定時の住所大阪市大正区三軒家西３丁目10番18号
破産者　荒木商店ことＥｙｅマートこと　荒木　重則
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午後３時
平成26年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７４号
大阪市生野区勝山南１丁目１番５号
破産者　有限会社林勝
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月10日午後３時
平成26年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４号
愛知県一宮市木曽川町黒田字西新田東ノ切７番地３
破産者　伊藤　博康
1　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
2　一般調査期日　平成26年５月９日午前11時30分
平成26年１月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第２３９号
宮崎市清武町加納乙182番地８
破産者　株式会社イヨクニ
特別調査期日　平成26年２月28日午前10時30分
平成26年１月30日　　宮崎地方裁判所破産係